

商品概要説明書

財形住宅貯金

(2019 年 4 月 1 日現在)

商 品 名	・ 財形住宅貯金
ご利用いただける方	・ J A と財形貯蓄契約を締結している企業の満 55 歳未満の勤労者
期 間 (預入期間)	・ 5 年以上
預入方法等 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入貯金の種類	・ 次の賃金から年 1 回以上の定期的な天引きにより預入れします。 月例給与および賞与 月例給与 賞与 ・ 1 回あたり 1 円以上 ・ 1 円単位 ・ 預入日の 3 年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。
払戻方法 (1) 払出目的 (2) 全額払出 (3) 2 段階払出	・ 持ち家としての住宅取得又は増改築（以下「住宅取得等」という）の費用の充当に限定されます。 その際、契約の証等所定の書類が必要となります。 ・ 住宅の取得等の日から 1 年以内に、取得費用を限度に 1 回に限り払い出します。 ・ 住宅取得等の頭金に充当する場合は、所定の期間内に必要書類を提出することを条件とし、残高の 90% 又は取得費用のいずれか低い額を限度とし、1 回に限り払い出します。 また、1 回目の払出後、取得費用の残額について、貯金残高を限度に 1 回に限り払い出すことができます。 この場合も、所定の期間内に必要書類を提出することが条件となります。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・ 払戻時に一括して支払います。なお、お申し出により積立額の一部を払い戻す場合は、その指定日に支払います。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 1 年ごとの複利計算をします。 ・ 財形年金貯金と合わせ、550 万円まで非課税となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	・ 上記の目的以外で払い戻した場合は、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済みの利息についても、5 年間遡って追徴課税されます。 ・ 満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。
貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当 JA の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につき ましては、当組合本支店（所）または金融共済部（電話：０５６ ８－４７－５６１８）にお申し出ください。当組合では規則の制 定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に 努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９） でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の 機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはＪＡバンク 相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会 （電話：０５２－２０３－１７７７）
その他参考となる 事項	・お一人様一契約となっております。（一般財形貯金、財形年金貯金との併用は 可能です。） ・貯金者が退職・役員昇格等により財形住宅貯金の要件に該当しなくなり事業 主より「退職等に関する通知書」（退職した日から６か月以内）が提出された 場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。 ・貯金者が転職した場合には、一定の手続きをとることにより引き続き非課税 扱いを継続できます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ尾張中央